

2023 年 10 月

三菱マテリアル株式会社
金属事業カンパニー

責任ある鉱物調達(銅) 年次報告書

2022 年 10 月～2023 年 9 月の一年間における、当社の銅原料調達における責任ある鉱物調達の取り組み状況について、下記の通りご報告致します。

記

1. 銅原料サプライチェーンのデュー・ディリジェンス・プロセス管理システム(以下、「管理システム」)の概要

三菱マテリアル(株)金属事業カンパニー（以下、「当社」）は、直島製錬所において製造し、London Metal Exchange（以下、「LME」、ロンドン地金取引所）に“MITSUBISHI”ブランドで登録されている電気銅の銅原料調達に関わるサプライチェーンに対して、当社の責任ある鉱物調達方針（銅、鉛）（以下、「方針」、当社ホームページ <https://mmc.disclosure.site/ja/themes/167> に掲載）に基づき、“OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas”（以下、「OECD ガイダンス」）Annex I で定義されている 5 段階のデュー・ディリジェンス・プロセスを実施し、サプライチェーン上のリスク管理を行います。

2. 管理システムの有効性に関与する責任者

当社の責任ある鉱物調達マニュアル（銅）（以下、「マニュアル」）に基づく、管理システムの責任者は以下の通りです。

○ サプライチェーン責任者：金属事業カンパニープレジデント

サプライチェーン責任者は、5 年以上の責任ある鉱物調達の経験を持ち、主に以下の責任と権限を有します。

- ① 責任ある鉱物調達のための管理システムの有効性及び成果の定期的な確認
- ② 責任ある鉱物調達のための管理システムの改善のために必要な措置
- ③ 責任ある鉱物調達方針の策定
- ④ マニュアルの制定及び改訂
- ⑤ コンプライアンス責任者に対する監督及び職務遂行のために必要な手段の提供
- ⑥ リスクが特定されたサプライチェーンに関する承認及び取引継続の可否の決定

○ コンプライアンス責任者：サステナビリティ推進部長

コンプライアンス責任者は、主に以下の責任と権限を有します。

- ① サプライチェーン責任者を補佐し、責任ある鉱物調達のための管理システムの確立、実施及び維持
- ② 責任ある鉱物調達の結果を踏まえた原料購買責任者への指示
- ③ 責任ある鉱物調達に関する教育・訓練の計画及び実施
- ④ 責任ある鉱物調達に関する社内外のコミュニケーション

- ⑤ サプライチェーン責任者を補佐し、責任ある鉱物調達が適切に実施されているかの評価
 - ⑥ リスクが特定されたサプライチェーンに対する適切な対策の実施
 - ⑦ 責任ある鉱物調達に関するサプライチェーン責任者への報告
- 原料購買責任者：製錬事業部 原料部長 及び 製錬事業部 リサイクル原料部長
原料購買責任者は、主に以下の責任と権限を有します。
- ① マニュアルに従った原料の購買
 - ② 新規取引でレッドフラッグが特定された案件、ないしリスクの可能性が認められる案件についての、コンプライアンス責任者への報告
- 製錬所原料管理責任者：製錬事業部 直島製錬所 事務部 業務課長
製錬所原料管理責任者は、主に以下の責任と権限を有します。
- ① 受領した原料に関する書類及び現物の確認
 - ② 受領した原料に関する記録の作成・保持
3. 管理システムの有効性評価及び成果
マニュアルに基づき、管理システムの有効性を確認しました。
- ・評価概要
評価範囲：銅原料の供給業者
評価対象期間：2022 年 10 月～2023 年 9 月
評価手法：Copper Mark の Joint Due Diligence Tool(以下、JDD ツール)を用いる
実施時期：2023 年 9 月
 - ・有効性評価結果
管理システムは有効に機能しており、問題は発見されませんでした。
 - ・管理システム改善
管理システムに問題は発見されなかったため、改善事項はありませんでした。
今後、マニュアルに基づき、管理システムの改善のために必要な措置を講じます。
 - ・管理システムの成果
 - ① サプライチェーン・デュー・ディリジェンス
当社は、方針を策定して当社ホームページに公開する一方、銅原料のすべてのサプライヤーへ、銅原料に係わる KYC（質問書）と共に当社方針を送付し、方針に対する理解と賛同を求めています。方針は 2023 年に制定したもので、責任ある鉱物調達に対する当社の姿勢や、サプライチェーンにおいて想定されるリスクをすべてのサプライヤーに伝えるものです。

コンプライアンス責任者は、サプライヤーが当社方針に同意しない場合には、通知を要請しています。サプライヤー自身が OECD ガイダンスと整合的な方針を有し、その方針に従ってサプライチェーンの管理を実施している場合は、サプライヤーの方針を開示し、OECD ガイダンスとの整合性を確認するように要請しています。当社の方

針または同等の方針に同意が得られない場合は、その理由を確認し、必要に応じてリスクアセスメントを検討します。

今回の評価対象期間において、当社の方針に同意しないと通知したサプライヤーは数社ありましたが、サプライヤー自身が OECD ガイダンスと整合的な方針を有し、その方針に従ってサプライチェーン管理を実施していることを確認し、問題ないと判断致しました。また、対象期間中にデュー・ディリジェンス・プロセス上で疑問点が惹起され、その解明のために当社から特に追加質問等のアクションを起こしたサプライヤーはありませんでした。

② 教育訓練

2022 年 10 月から 2023 年 9 月にかけて、銅原料のサプライチェーンに関わる全スタッフを対象に、OECD ガイダンス、LME Responsible Sourcing の要求事項、Copper Mark の Joint Due Diligence Standard、当社 CAHRAs リスト、その他の責任ある鉱物調達に関して必要と思われる事項、に関して教育訓練を実施しました。研修対象者は 45 名、参加率は 100%でした。また、当社グループで銅地金を製造する小名浜製錬株式会社小名浜製錬所、及び鉛地金を製造する細倉金属鉱業株式会社、の 2 社に対しても各社における教育訓練に資するため、同様の教育訓練を実施しました（2 社合計で 13 名が参加）。

③ マネジメントレビュー

コンプライアンス責任者は、関係部署の統括や管理システムの運用等、社内規程に定める権限と責任を負っています。コンプライアンス責任者は、管理システム全体の監督や定期的なマネジメントレビューを実施し、これら業務の結果を、必要に応じてサプライチェーン責任者へ報告します。

今回の評価対象期間に関して、以下の事項をサプライチェーン責任者に報告しました。

- ・ 高リスクのサプライチェーンに関する情報
- ・ リスク緩和戦略を適用する場合、ビジネスパートナーとのリスク緩和戦略の実施状況
- ・ 改善計画の進捗・効果報告

レッドフラッグレビューにより、銅原料（銅精鉱）サプライヤーのうち 2 社については、各社の親会社が、当社の CAHRA に該当するザンビア及びコンゴ民主共和国にて銅鉱山を保有することから、当該 2 社との取引についてはレッドフラッグが提起されましたが、確認の結果、レッドフラッグに抵触しないサプライヤーであるとのレッドフラッグレビューの結果をサプライチェーン責任者に報告しました。

④ コミュニケーション/通報窓口

既存の全社的なコミュニケーションメカニズムに加えて、当社のホームページに「責任ある鉱物調達ホットライン」を開設して、従業員を含む社内外のステークホルダーが当社の責任ある銅原料調達に係わる問題点について、金属事業カンパニーサステナビリティ推進部へ匿名で通報できる体制としています。「責任ある鉱物調達ホッ

ト ラ イ ン」 は、 当 社 の ホ ー ム ペ ー ジ か ら 日 本 語
(https://www.mmc.co.jp/form/corporate/ja/inquiry/eiti_sslform.html) と 英 語
(https://www.mmc.co.jp/form/corporate/en/inquiry/eiti_sslform.html) の 両 方 で、 イン
ターネット経由で誰でもアクセスが可能です。コンプライアンス責任者は、提供され
た情報に基づいてリスクアセスメントを実施し、その結果をサプライチェーン責任者
に報告します。通報へは、関係者による干渉を防ぐため、原料調達に直接関与しない
金属事業カンパニー企画管理部により、誠実かつ敬意を持って対応がなされます。

今回の対象期間において、銅原料のサプライチェーンに関して、この「責任ある鉱
物調達ホットライン」を通じた通報はありませんでした。

⑤ 記録の保管

責任ある銅原料の調達に係わる全ての情報（文書及び記録）はマニュアルに従い、
少なくとも 5 年間は保管します。保管方法は電子ファイルによるものとします。

4. 管理システム実施、維持、継続的改善に必要なリソース及びリソース対応

マニュアルに基づき、管理システム実施、維持、継続的改善に必要なリソース及びリ
ソース対応を以下の通り実施しました。

① 人員

必要人員：

コンプライアンス責任者が、サプライチェーン責任者やその他必要と考える部門
長と協議を重ねて、今回の LME 責任ある鉱物調達へ対応するための組織の増強を実
施しました。例として、サステナビリティ推進部の本務者増加による強化や、原料
部やリサイクル原料部を始め金属事業カンパニーの各部からサステナビリティ推進
部への兼務者を選定し、デュー・ディリジェンスを含む業務において全面的な協力
を得ました。

リソース対応：

本務者の増強にあたっては、金属事業カンパニーの各部と人事異動について協議
の上で実現する一方、サステナビリティ推進部の業務遂行に際して、金属事業カン
パニーの各部との連携を強化するため、各部へその窓口となる兼務者の選定を要請
しました。

② 予算

必要予算：

体制強化に伴う人件費などの必要経費を確保致しました。

リソース対応：

体制強化に伴う費用の増加分は担当業務の重要性を鑑み、金属事業カンパニーと
して特別に承認を得ました。

③ 体制

必要体制：

責任ある鉱物調達（銅）への対応につき、事務局であるサステナビリティ推進部
に、2023 年 8 月までに本務 4 名、兼務者 8 名を増員し、金属事業カンパニー全体で
の対応体制を築きました。

リソース対応：

増員に際しては、金属事業カンパニー内の他部署からの異動に加えて、社内公募制度の活用により対応し、デュー・ディリジェンス管理システムに関する教育を実施した上で配置しました。

5. レッドフラッグ特定に必要な情報収集・保持を目的にしたシステム

マニュアルに基づいて、銅原料サプライチェーンの調査を実施し、サプライチェーン上のレッドフラッグの有無を確認しました。

当社の本社部門、具体的には金属事業カンパニー製錬事業部原料部及びリサイクル原料部は、直島製錬所にて電気銅を製造するための銅原料（銅精鉱やリサイクル原料）の調達に関わるすべての業務を担当しています。従って、直島製錬所は、独立して銅原料を調達することはありません。つまり、当社の本社部門は、銅のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス、管理、透明性において重要な役割を果たしています。

サプライチェーン責任者が選任したコンプライアンス責任者は、関係部署の監督や管理システムの運用など、社内規程に定められた権限と責任を負っています。

本社部門で購入した銅原料は直島製錬所に供給され、直島製錬所では現物の確認、ロット毎に銅を始めとする金属含有量の分析を行い、本社部門から事前に提供された供給者側の情報との整合性を確認し、本社に報告しています。

当社は、本社部門における銅の追跡・管理を目的として、材料受入監視システムを積極的に活用し、紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)を起源とする銅原料の混入防止システムとして運用しています。デュー・ディリジェンスでは、主要サプライヤー（銅鉱山）の識別の他、銅鉱山の所在国、生産された銅精鉱が直島製錬所まで本船輸送される際に経由する国を確認しています。

今回の評価対象期間において、取引先の識別、原産国、トレーサビリティに関する課題はありませんでした。

該当期間の CAHRAs リストは、以下の指標に基づいて自社基準を設定し、適宜改訂しています。

- ① ドッド・フランク法の DRC 及び周辺 9 か国
- ② Heidelberg Conflict Barometer の Intensity 5 以上の国・地域
- ③ FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）が指定する、行動要請対象の高リスク国・地域
- ④ 原料調達部署からの業界情報（JOGMEC 等）に基づき、高リスクと疑われる国・地域
- ⑤ 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Asset Control：OFAC）による規制対象国家・地域。
- ⑥ Cato Institute の Human Freedom Index で下位 10 か国にリストされている国
- ⑦ 米国労働省（U.S. Department of Labor）国際労働問題局（Bureau of International Labor Affairs）による List of Products Produced by Child Labor or Forced Labor において Copper が児童労働 and/or 強制労働に該当する国・地域。

6. 収集した情報によるデュー・ディリジェンス・プロセス

(1) リスクの定義

当社は、人権侵害、テロ資金供与、マネーロンダリング、不正取引、環境や持続可能性に係わる法的要件の違反、当社規定の CAHRA への該当、が確実か極めて疑わしい銅原料の調達を高リスクと見なします。以下のいずれかに該当する場合、サプライヤーを高リスクと見なします。

① 立地リスク

- ・ 紛争地域および高リスク地域(CAHRA)を原産地とするか、または経由して輸送される原材料
- ・ CAHRA 産出の銅が通過すると知られる国に由来することが合理的に疑われる原材料
- ・ 既知または予想される生産量が限られている国で生産されたとされる原材料

② サプライヤーリスク

- ・ 株主、UBO、その他の権益持分が、立地の高リスク基準に該当する場合
- ・ 武器、カジノ業界、宗教などのリスクの高い事業活動に従事する団体、及びその指導者
- ・ 過去 12 ヶ月間に、高リスク国から銅原料が調達されていることが判明した会社
- ・ 提供された文書に著しい不一致や不整合がある、または提出を要請した書類の提供拒否

③ 原材料リスク

- ・ 人力小規模鉱山から産出された銅精鉱
- ・ 公的な記録やデュー・ディリジェンスの結果、例えば、甚大な損害や極めて危険な ESG 要素の原因となることが判明すること

当社のゼロトレランスサプライチェーンは次のとおりです。

- ・ 国際制裁に違反して調達した銅原料
- ・ マネーロンダリング実行犯、詐欺師、テロリストとして知られる人物が一次サプライヤーやその既知の上流企業の UBO であるサプライヤーから供給される銅原料
- ・ OECD ガイダンス ANNEX II に記載のリスクのうち、重大な人権侵害や非政府武装集団に対する直接的または間接的な支援に関与のある銅原料

リスクの高い原料購入の場合は、現場評価を含めたエンハンスド・デュー・デリジェンスを実施します。ゼロトレランスの問題が特定された場合、取引関係を締結してはならず、既存の関係を直ちに終了する必要があります。

(2) リスクの特定

当社は、銅精鉱及び中間品に係わるすべてのサプライヤーに対してデュー・ディリジェンスを実施し、サプライチェーンのレッドフラッグレビューを実施しています。サプライチェーンのリスク評価では、リスクベースのアプローチを採用しています。新規サプライヤーの場合は、取引開始前にサプライチェーンのリスク評価を実施しています。また、サプライチェーンのリスク評価は、取引の継続を決定するために毎年実施されます。当社は、リスク評価の結果、コンプライアンス責任者が重大なリスクがあると判断した場合には、購買取引を中止することもあります。

具体的には、KYC や Copper Mark の JDD ツールを使用して、以下の情報を基にサプライチェーンのリスクを特定します。

1) 立地リスク

- ・ 原産地の特定
- ・ 出発地からの輸送ルートが CAHRA に該当するか否か
- ・ 原産国からの調達に国際制裁に該当するか否か

2) サプライヤーリスク(一次サプライヤー)

- ・ サプライヤーのプロフィール、またその役員や UBO に犯罪履歴がないこと、及び国際的な制裁対象に該当していないことを、ダウ・ジョーンズなどの信頼できる第三者情報を利用して確認
- ・ KYC の UBO 識別では、政府発行の信頼できる最新の ID 情報を使用 (但し、証券取引所に上場しているグループに属する会社、または AML-CFT (マネーロンダリング及びテロ資金供与対策) の適切な方針を持つ銀行または政府機関は免除とする)。KYC アンケートに対してサプライヤーから UBO の識別と ID エビデンスが提出されない、乃至は回答内容が不十分な場合、帝国データバンク、東京商工リサーチや UBO データベースにより UBO を識別し、UBO の ID 確認は履歴事項全部証明書のコピー等を入手することによって確認

3) 原材料リスク

(1)採掘材 (銅精鉱)

- ・ 鉱山のプロフィール
- ・ 鉱山運営に必要な法定許認可(該当する場合)
- ・ 鉱山の規模 (大規模鉱山 or 人力小規模鉱山)
- ・ 生產品目
- ・ 当社へ納入する生產品目
- ・ 採掘現場及び付属設備において外部から受け入れた精鉱在庫の原産地、及び適切な管理のための管理情報

(2)中間材 (銅電解スライム)

- ・ サプライヤーのプロフィール
- ・ サプライヤーの操業に関する詳細情報
- ・ 投入する採掘材の CAHRA からの調達に係わるリスク状況

(3)リサイクル原料 (E-スクラップ、銅スクラップ)

- ・ サプライヤーのプロフィール
- ・ サプライヤーが調達する銅原料の種類と形態
- ・ 納入品に関する製錬・精製・融解の有無

原料購買を担当する原料購買責任者は、サプライヤーや輸送業者から入手する原料出荷に関する情報(推定出荷重量や水分量、出荷国名、経由地など)とサプライヤーの KYC 情報(採掘能力、原産国)の整合性を確認します。整合性がない場合は、原料購買責任者ができるだけ早くサプライヤーに確認し、サプライヤー側に間違いがない場合は、出荷情報の修正を要求します。製錬所原料管理責任者は、受入した原材料のロットが、金属事業カンパニー本社から予め受領した情報と以下の項目で一致していることを確認します。

- ・ 推定重量と推定金属含有量等の分析値
- ・ 精鉱ブランド名、購入者名等の情報

- ・ 出荷（船積）書類
- ・ 銅精鉱の原産国における精鉱生産量が、当社の購入量よりも合理的に多いこと

製錬所では、生産した銅地金のロットごとに、製錬した原料を記録し、トレーサビリティを確保しています。

7. レッドフラッグレビュー結果

対象期間に受け入れた銅原料について、マニュアルに基づきレッドフラッグレビューを実施しました。今回の対象期間においては、上述の通り、サプライヤーの親会社につき CAHRA での鉱山経営の事案 2 件が判明し、レッドフラッグが提起されましたが、マニュアルに則って確認・検証した結果、当該 CAHRA 所在鉱山から産出された銅精鉱が、当社へ納入された銅精鉱に混入した事実は確認されませんでした。具体的には、CAHRA 該当国であるザンビアとコンゴ民主共和国は共に、当社へ納品されている銅精鉱の原産国・積出港から地理的に隔絶されており、オペレーション上の接点が極めて考えにくいこと、受入本船毎に積出港・寄港地を当社原料部の報告に基づき、コンプライアンス責任者が月次確認した結果、調査対象期間中に CAHRA 該当国からの受入実績がなかったこと、また、各親会社の公開資料より、各子会社で適切なデュー・ディリジェンス管理体制が取られているものと判断できたこと、を確認致しました。結論としてレッドフラッグは特定されませんでした。

今回のレッドフラッグレビューのために収集した情報のうち、KYC や信用調査により UBO である親会社を特定し、その親会社の事業概要まで確認する中で、上述のようにレッドフラッグの提起につながり、結果的にレッドフラッグの特定には至らなかったものの、より深いレベルまでサプライヤーのデュー・ディリジェンスを実施することが出来ました。このデュー・ディリジェンス対象の深化は、当社のデュー・ディリジェンスへの取り組みが強化されたことを明確に示す事例と言えます。

8. リスク評価

当社はレッドフラッグレビューの結果、レッドフラッグが特定された場合、サプライチェーン責任者へ報告の上でリスク評価を実施致します。リスク評価にあたっては、サプライヤーへ直接問い合わせる他、第三者情報を活用してデータのギャップがないことを確認し、必要に応じて現地調査を実施します。

レッドフラッグレビューの結果により、レッドフラッグは特定されなかったため、当社サプライチェーンに対するリスク評価は、評価対象期間において実施する必要がないと判断しました。

以上